

監査報告書

平成20年4月

宮崎県監査委員

4 4 1 0 0 — 1
平成20年4月10日

宮 崎 県 知 事 殿
宮 崎 県 議 会 議 長 殿
宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿
宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 水 間 篤 典
宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき平成19年12月から平成20年3月までの間に実施した監査の結果及び同条第2項の規定に基づき平成19年1月から平成19年10月までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第 1	財政援助団体等を対象とした監査 -----	1
1	監査の概要	1
2	監査の結果	1
3	指摘事項等の内容	1
第 2	行政監査 -----	1 2
1	庁舎等の管理に係る外部委託について	1 2
2	県税の収入未済額の圧縮に向けた取組について	1 8
3	商工観光労働部の所管に属する公益法人の指導監督の状況について	2 4
4	県に事務局を置く任意団体について	2 8

第1 財政援助団体等を対象とした監査

1 監査の概要

県が補助金等の財政的援助を行った団体（「補助団体」）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（「出資団体」）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（「公の施設管理団体」）のうち、42団体について、平成19年12月13日から平成20年3月13日の間に、平成18年度における県からの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として、監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 団 体 数
補 助 団 体	22 団 体
出 資 団 体	17 団 体
公の施設管理団体	3 団 体
合 計	42 団 体

監査を実施した団体の名称等は、別表（7～11ページ）に記載のとおりである。

2 監査の結果

監査の結果、23団体の45件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項、要望事項とした。

該当団体及び県の所管部局等に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

区 分	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
補 助 団 体	2	9	2	13
出 資 団 体	7	14	8	29
公の施設管理団体	1	1	1	3
合 計	10	24	11	45

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

3 指摘事項等の内容

指摘、注意、要望を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

(1) 補助団体

① 学校法人昭和学園

【注意事項】

- 補助対象事業で購入した備品類について、経理規程に定める固定資産台帳及び備品台帳への登記が不十分であった。善処を要する。

② 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

【注意事項】

- 宮崎県社会福祉事業団自立化交付金について、収支予算書の変更に伴う変更交付申請手続きを行っていないかった。留意を要する。

③ 社会福祉法人三ツ葉会

【要望事項】

- 軽費老人ホーム事務費補助金について、入所者から徴収する事務費徴収額に誤っているものがあつた。事務費徴収額の算定に当たっては、十分な精査、チェックを行うこと。

④ 社会福祉法人大淀福社会

【要望事項】

- 軽費老人ホーム事務費補助金の実績報告について、年間利用人員数及び事務費実徴収額に誤っているものがあつた。補助金の実績報告に当たっては、十分な精査、チェックを行うこと。

⑤ 医療法人同仁会谷口病院

【指摘事項】

- 精神障害者退院促進センター補助金の実績報告について、同一スタッフで運営している地域生活支援センターの経費との区分がされておらず、総額が補助対象額として報告されていた。善処を要する。

【注意事項】

- 補助対象経費について、人件費に係る規定や修繕費等に係る完了確認に必要な書類の整備が不十分であった。また、補助対象修繕費の支出が補助事業年度終了から大幅に遅れていた。留意を要する。

⑥ 社団法人宮崎県物産振興センター

【注意事項】

- 県産品プロモーション強化事業費補助金に係る旅費について、宿泊料の調整を誤り過払いとなっているものがあつた。善処を要する。
- 県産品プロモーション強化事業費補助金で実施した物産展において、出展企業に対する輸送料等の助成についての統一した助成基準が定められていなかった。留意を要する。

⑦ 宮崎商工会議所

【指摘事項】

- 補助対象経費について、人件費の支出に伴う源泉徴収税等の過徴収、未徴収、未納付等があつたほか、預金残高確認に必要な預金残高証明を徴していない等、経理及び決算事務が適切に行われていなかった。また、給料、諸手当等に関する規程の改正及び整備が行われていなかった。善処を要する。

⑧ 宮崎県商工会連合会

【注意事項】

- 宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象経費である若手後継者等育成事業事務委託費について、委託契約書では支払いは実績報告書の提出後に行うことになっているが、支払いが実績報告書の提出前に行われているものが散見された。留意を要する。

⑨ 宮崎県農業会議

【注意事項】

- 補助対象経費の支出について、科目ごとに整理された支出伺、支出命令が、補助金等がほぼ確定した後に遡って作成されていた。留意を要する。

⑩ 財団法人宮崎県体育協会

【注意事項】

- 宮崎県体育振興費補助金について、補助対象事業として実施した選手強化対策事業補助金に係る実績報告書を徴していないものがあった。留意を要する。

⑪ 財団法人宮崎県交通安全協会

【注意事項】

- 補助対象特別会計について、新公益法人会計基準において必要とされる決算財務諸表の作成が不十分であった。また、人件費に係る預り金等について、決算処理の一部に不適当なものが見受けられた。善処を要する。

(2) 出資団体

① 財団法人宮崎県私学振興会

【注意事項】

- 決算財務諸表について、資産の計上等に不適当なものがあった。留意を要する。

② 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

【指摘事項】

- 長寿社会推進センター運営確立事業費補助金等について、対象事業以外に支出しているものがあった。善処を要する。

③ 社団法人宮崎県林業公社

【注意事項】

- 林産物売買契約に伴う売払代金の収入について、経理規程に基づく収入伺が作成されていなかった。留意を要する。

【要望事項】

- 宮崎県林業公社経営形態検討会議において存続させる方針が決定されているところであるが、多額の借入金や欠損金を有しているため、引き続き積極的な経営改善への努力が望まれる。

④ 財団法人宮崎県産業支援財団

【注意事項】

- 決算財務諸表等について、新公益法人会計基準に基づく処理となっていないものが見受けられた。また、備えるべき台帳等が整備されていなかった。留意を要する。
- 日々雇用職員について、予算執行の伺いが作成されていなかった。留意を要する。
- 工事の発注について、業者の選定に偏りが見受けられた。留意を要する。

【要望事項】

- 情報化支援活動基金等について、普通預金で運用されている。運用についての明確な方針を作成し、定期預金や国債などの有利な方法での運用が望まれる。

⑤ 社団法人宮崎県農業振興公社

【指摘事項】

- 福利厚生費支出に一部不適切なものがあった。留意を要する。

【注意事項】

- 公用の携帯電話について、使用状況についての確認がされていなかった。留意を要する。
- 会計規程及び会計規程細則が不備なことにより、支出事務の手続きの一部に留意を要するものがあった。
- 出張旅費について、支給額を誤り過払いとなっているものがあった。善処を要する。

【要望事項】

- 平成18年度決算において、正味財産が減少している。今後、組織統合による費用削減効果が期待される一方で、受託事業の縮小廃止に伴い収益性の悪化が懸念されることから、積極的な経営改善への努力が望まれる。
- 決算財務諸表について、評価及び引当等の計上等に不適切なものが見受けられた。新公益法人会計基準に基づく適正な評価及び引当等の計上並びに決算財務諸表の作成を行うよう要望する。

⑥ 社団法人宮崎県家畜改良事業団

【指摘事項】

- 会計事務の処理について、前々回の監査の指摘を受け、決裁区分に関する「職務権限規程」を制定しているが、会計処理の手続き等に関する規程が整備されていなかった。善処を要する。
- 牛舎柵工事及びエアコン取替工事について、設計書、図面、仕様書、完成届及び写真等の必要書類が整備されていなかった。留意を要する。
- 福利厚生費支出に一部不適切なものがあった。留意を要する。

【注意事項】

- ゴールデンウィーク及び年末年始における種雄牛の飼養管理のための休日勤務について、給与規程に定めのない単価で手当が支給されていた。善処を要する。

⑦ 社団法人宮崎県畜産協会

【指摘事項】

- 地域養豚振興安定対策事業費補助金（管理指導事業費）について、一部に実際の支出を伴っていないものがあった。善処を要する。

【要望事項】

- 決算財務諸表について、会計、表及び科目の区分方法等に不適当なものが見受けられた。新公益法人会計基準に基づき適正な決算財務諸表の作成が望まれる。
- 職員の扶養、住居、通勤手当について、手当申請書類の様式及び事実を証明する書類が事実を確認するには不十分である。様式の整備等を行い、支給に当たっては事実の確認を十分に行うことが望まれる。

⑧ 財団法人宮崎県水産振興協会

【指摘事項】

- 福利厚生費等の支出に一部不適切なものがあった。留意を要する。

【注意事項】

- 決算財務諸表について、収益・費用の事業別区分及び資産等の評価・引当等の計上に不適当なものが見受けられた。また、補助事業及び受託事業について、実績報告書額の記載内容に不適当なものが見受けられた。善処を要する。
- 事業計画策定や経営状況の把握に必要な事業別の区分経理及び原価計算が行われていない。留意を要する。

【要望事項】

- 財務規程について、細則等が不備なことにより物品購入事務で適切でないものがあった。細則等を整備して適切な事務が望まれる。

⑨ 宮崎県土地開発公社

【注意事項】

- 決算財務諸表について、有価証券の評価等に不適当なものがあった。善処を要する。

⑩ 財団法人宮崎県建設技術推進機構

【注意事項】

- 収入事務において、会計規程に則っていない事務処理及び決算処理が行われていた。善処を要する。

【要望事項】

- 研修事業の実施にあたり、受講者から研修費を徴しているが、一部未納となっている。未納者が生じないように、研修費の納付方法等の改善が望まれる。

⑪ 財団法人宮崎県暴力追放センター

【注意事項】

- 投資有価証券の評価及び売買に係る会計処理が不適切であり、新公益法人会計基準に照らして決算の処理が適正でないものとなっていた。善処を要する。

(3) 公の施設管理団体

神楽酒造株式会社

【指摘事項】

- 施設設備の維持及び保全に関する業務について、設備の法定保守管理業務の一部未実施、保守点検の指摘事項への対応の遅延及び維持管理業務日誌の未作成が見られた。留意を要する。

【注意事項】

- 県に提出する業務報告書及び事業報告書の内容について、一部報告もれがあった。留意を要する。

【要望事項】

- 公の施設の管理運営について、利用料金収入及び仕入れ品等支出手続き並びに事務処理決裁等に関する手続きが規定化されていない。収入支出及び事務処理決裁権限等に関する要領等を整備して、事務処理及び責任の明確化とチェック体制の確立を図ることを要望する。

【別表】 監査実施団体

区分	団体名	監査対象年度における県からの財政的援助等の状況 (単位：千円)	監査対象年度	監査実施年月日
補助団体	学校法人日南学園	【補助金】 宮崎県私立小学校、中学校及び高等学校振興費補助金等 322,070	平成18年度	平成19.12.18
	学校法人吾田学園	【補助金】 宮崎県私立幼稚園振興費補助金 27,243	平成18年度	平成20.1.10
	学校法人昭和学園	【補助金】 宮崎県私立幼稚園振興費補助金等 93,790	平成18年度	平成20.2.7
	学校法人聖心ウルスラ学園	【補助金】 宮崎県私立小学校、中学校及び高等学校振興費補助金等 190,110	平成18年度	平成20.2.20
	学校法人宮崎日本大学学園	【補助金】 宮崎県私立小学校、中学校及び高等学校振興費補助金等 393,174	平成18年度	平成20.3.13
	耳川広域森林組合	【補助金】 宮崎県森林整備事業(造林)補助金等 720,171 【貸付金】 林業・木材産業改善資金 18年度末貸付額 46,870	平成18年度	平成20.1.30
	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	【補助金】 宮崎県社会福祉事業団自立化交付金等 801,224	平成18年度	平成19.12.18
	社団法人延岡市医師会	【補助金】 看護師等養成所運営費補助金 20,157	平成18年度	平成20.1.16
	社会福祉法人三ツ葉会	【補助金】 軽費老人ホーム事務費補助金等 19,723	平成18年度	平成20.1.16
	社会福祉法人大淀福祉会	【補助金】 老人福祉施設等整備費補助金等 140,920	平成18年度	平成20.1.29
	医療法人同仁会谷口病院	【補助金】 宮崎県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 41,536	平成18年度	平成20.3.11
	社団法人宮崎県物産振興センター	【補助金】 社団法人宮崎県物産振興センター運営補助金等 103,585	平成18年度	平成20.3.7
	宮崎商工会議所	【補助金】 宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金等 115,991	平成18年度	平成19.12.13
宮崎県商工会連合会	【補助金】 宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金等 159,255	平成18年度	平成20.1.24	

区分	団体名	監査対象年度における県からの財政的援助等の状況 (単位：千円) ※ 出資金、出捐金の(%)は、 県の出資(捐)割合	監査対象年度	監査実施年月日
補助団体	国富町商工会	【補助金】 宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金 51,328	平成18年度	平成20. 2. 18
	国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会	【補助金】 「国際リゾートみやざき」誘客活性化事業費補助金等 46,233	平成18年度	平成20. 3. 4
	宮崎県農業会議	【補助金】 農業委員会交付金 等 61,837	平成18年度	平成19. 12. 19
	高城東水流土地改良区	【補助金】 農地流動化促進基盤整備対策事業費補助金 等 19,145	平成18年度	平成19. 12. 17
	宮崎県土地改良事業団体連合会	【補助金】 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 等 226,549	平成18年度	平成19. 12. 20
	都城農業協同組合	【補助金】 宮崎県強い農業づくり交付金関係事業補助金 等 132,211 【貸付金】 就農支援資金 18年度末貸付額 28,879	平成18年度	平成20. 2. 14
	財団法人宮崎県体育協会	【補助金】 宮崎県体育振興費補助金 255,016	平成18年度	平成20. 1. 11
	財団法人宮崎県交通安全協会	【補助金】 財団法人宮崎県交通安全協会補助金 153,510	平成18年度	平成20. 1. 9
出資団体	財団法人宮崎県立芸術劇場	【出資金】 1,877,527 (100.0%) 【指定管理料】 487,893 ※ 指定管理施設： 宮崎県立芸術劇場	平成18年度	平成20. 1. 24
	財団法人宮崎県私学振興会	【出資金】 196,755 (46.2%) 【補助金】 宮崎県私立学校教育研修補助金 等 6,515	平成18年度	平成20. 2. 18
	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	【出資金】 (基金への出資) 2,144,336 (100.0%) 【補助金】 宮崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金 等 267,906	平成18年度	平成20. 1. 16
	財団法人宮崎県看護学術振興財団	【出捐金】 1,955,900 (99.9%)	平成18年度	平成20. 2. 15

区分	団体名	監査対象年度における県からの財政的援助等の状況 (単位：千円) ※ 出資金、出捐金の(%)は、 県の出資(捐)割合	監査対象年度	監査実施 年月日
出資 団 体	社団法人宮崎県林業公社	【出資金】 5,000 (43.1%) 【補助金】 宮崎県森林整備事業(造林) 補助金等 129,455 【貸付金】 社団法人宮崎県林業公社貸 付金 18年度末貸付額 15,969,998	平成 18年度	平成 19.12.14
	財団法人宮崎県産業支援財 団	【出資金】 581,195 (75.1%) (うち、基金への出資 567,195) 【出捐金】 (基金への出捐) 50,000 (81.9%) 【補助金】 財団法人宮崎県産業支援財 団創業支援等事業費補助金 等 384,176 【貸付金】 みやざき産業創造設備貸与 資金貸付金等 18年度末貸付額 3,236,533 【損失補償金】 みやざき産業創造設備 貸与事業損失補償金 43,091	平成 18年度	平成 20.1.28
	財団法人みやざき観光コン ベンション協会	【出資金】 107,500 (38.4%) 【補助金】 財団法人みやざき観光コン ベンション協会運営費補助 金等 201,599	平成 18年度	平成 20.3.4
	社団法人宮崎県農業振興公 社 ※ 平成19年4月1日に、以下 の2団体を統合して設立 ① 社団法人宮崎県農業開 発公社	【出資金】 357,000 (89.9%) (うち、基金への出資 337,000) 【補助金】 宮崎県農地保有合理化促進 対策費補助金等 216,210 【貸付金】 公社経営体質強化事業貸付 金 18年度末貸付額 0 (18年度貸付額 500,000 同額を18年度末に返済)	平成 18年度	平成 20.2.22
	② 財団法人宮崎県農業後 継者育成基金協会	【出資金】 474,000 (48.3%) 【補助金】 元気な地域農業支援総合対 策事業費補助金等 34,030 【貸付金】 農業支援資金貸付金 18年度末貸付額 106,770		

区分	団体名	監査対象年度における県からの財政的援助等の状況 (単位：千円) ※ 出資金、出捐金の(%)は、 県の出資(捐)割合	監査対象年度	監査実施 年月日
出資 団体	社団法人宮崎県生乳検査協会	【出資金】 25,000 (49.9%) 【補助金】 良質生乳供給体制強化対策 事業費補助金 14,560	平成 18年度	平成 20. 1. 28
	社団法人宮崎県家畜改良事業団	【出資金】 40,000 (40.8%) 【補助金】 畜産振興総合対策推進事業 補助金 31,192	平成 18年度	平成 20. 1. 30
	社団法人宮崎県畜産協会 ※ 平成18年10月1日に下記 4団体を統合して設立 ① 社団法人宮崎県養豚協会 ② 社団法人宮崎県家畜畜産 物衛生指導協会 ③ 社団法人宮崎県肉用子牛 価格安定基金協会 ④ 社団法人宮崎県畜産会	【出資金】 182,858 (18.1%) 【補助金】 ブロイラー価格安定基金強 化事業費補助金 等 703,668 統合までの間(平成18年9月30日まで) については、①及び②は出資団体(県の 出資比率25%以上)として、③及び④は 補助団体として監査を行った。 統合後(平成18年10月1日以降、社団 法人宮崎県畜産協会)については、今回 に限り出資団体として監査を行った。	平成 18年度	平成 20. 3. 6
	財団法人宮崎県水産振興協会 ※ 平成19年4月1日に財団法人 宮崎県栽培漁業協会から 名称変更	【出資金】 143,000 (50.0%) 【補助金】 栽培漁業促進強化事業費補 助金 等 60,203	平成 18年度	平成 20. 3. 12
	宮崎県土地開発公社	【出資金】 30,000 (100.0%) 【補助金】 企業立地基盤施設整備補助 金 42 【貸付金】 宮崎フリーウェイ工業団地 企業誘致促進事業貸付金 18年度末貸付額 1,955,000	平成 18年度	平成 20. 1. 22
	財団法人宮崎県建設技術推 進機構	【出資金】 20,000 (66.7%)	平成 18年度	平成 20. 1. 22
	宮崎県道路公社	【出資金】 2,987,000 (100.0%) 【貸付金】 一ツ葉有料道路建設資金貸 付金 18年度末貸付額 115,000 道路公社運営資金貸付金 18年度末貸付額 0 (18年度貸付額 800,000 同額を18年度末に返済) 【債務保証】 有料道路の建設及び運転 資金借入に対する債務保証 18年度末残額 2,431,190	平成 18年度	平成 20. 1. 22

区分	団体名	監査対象年度における県からの財政的援助等の状況 (単位：千円) ※ 出資金、出捐金の()内の%は、 県の出資(捐)割合	監査対象年度	監査実施 年月日
出資 団体	宮崎県住宅供給公社	【出資金】 10,200 (100.0%)	平成 18年度	平成 20. 1. 22
	財団法人宮崎県暴力追放センター ※ 平成19年6月14日に財団法人宮崎県暴力追放県民会議から名称変更	【出資金】 395,000 (79.8%)	平成 18年度	平成 20. 1. 8
公 の 施 設 管 理 団 体	ハイランドリゾートグループ 〔構成員〕 ・株式会社NPK ・宮崎県アイスホッケー連盟	【納付金】 県への納付金 39,000 【利用料金収入】 宿泊料 59,627 スポーツクリエーション施設利用料 17,387 合計 77,014 ※ 指定管理施設： ① 県営国民宿舎えびの高原荘 ② 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	平成 18年度	平成 20. 1. 28
	神楽酒造株式会社	【納付金】 県への納付金 45,000 【利用料金収入】 宿泊料 82,316 ※ 指定管理施設： 県営国民宿舎高千穂荘	平成 18年度	平成 20. 3. 13
	パークマネジメント宮崎 〔構成員〕 ・株式会社馬原造園建設 ・株式会社まちづくり計画・建築研究所 ・宮崎総合ビル管理株式会社 ・株式会社ユーエムケイエージェンシー	【指定管理料】 83,000 ※ 指定管理施設： ① 県立平和台公園 ② 宮崎県総合文化公園	平成 18年度	平成 20. 1. 28

第2 行政監査

1 庁舎等の管理に係る外部委託について

(1) 監査の趣旨

県では、厳しい財政状況のもと、「行財政改革大綱2007」において、事務事業の徹底した見直しの強化に取り組むことにしているが、今後の事務の改善、経費の節減に資するため、庁舎等の管理に伴う委託に係る事務が適正に執行されているかどうかについて、監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

- ① 予定価格の積算は適正に行われているか。
- ② 委託先の選定は適正に行われているか。
- ③ 契約手続きは適正に行われているか。
- ④ 契約書の内容は適正に記載されているか。
- ⑤ 履行確認の検査は適正に行われているか。
- ⑥ 競争性、公正性、経済性は確保されているか。

(3) 監査の対象業務

各庁舎等において共通的に行われている、次の6つの業務の外部委託を対象とした。

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 空調設備管理業務（運転管理業務・保守点検業務）
- ④ 消防用設備保守点検業務
- ⑤ 自家用電気工作物保守点検業務
- ⑥ 電話設備保守点検業務

(4) 監査の対象機関

前記(3)の業務を外部委託した全部局の本庁各課及び出先機関

(5) 監査の実施時期、実施方法及び対象年度

- ① 実施時期 平成19年1月から平成19年10月まで
- ② 実施方法 平成18監査年度定期監査の実施に併せ、対象機関から提出された行政監査調書等に基づき、聞き取り調査を中心に実施した。
- ③ 対象年度 平成18年度を監査対象年度とした。

【 監査の結果及び意見 】

① 予定価格の適正な積算について

予定価格の積算は、各所属で独自に行われているが、予算額又は業者参考見積をそのまま予定価格にしているものが見られた。積算に当たっては、国の積算基準等により作業員数や作業員労務単価等の積算根拠を明確にして、適正な積算を行う必要がある。(表4参照)

② 委託先の適正な選定について

契約の中には、内容が競争に適さない又は過去の経緯等の理由により一者による随意契約が見られた。再度、他に受託可能な者がいないか見直す必要がある。また、指名業者又は見積業者が数年間同じであり、競争性の確保が図られてい

ないものも多く見られた。業者の入れ替えを行ったものは、委託額の縮減が図られており、今後は、業者の積極的な入れ替えや業者数を増やすなど、より競争性、公正性が発揮される業者選定が必要である。(表3、7参照)

③ 契約事務の適正化について

随意契約において、見積書の提出依頼を口頭又は電話で行っているものが見られた。今後は、予算執行同等により見積徴収者を決定の上、文書による依頼に努める必要がある。

また、年度開始後直ちにその業務の履行を確保する必要がある契約については、年度開始前に入札等の手続きを行うことができるようになっているので、年度開始前に入札等の事務を行うことが望まれる。

④ 契約書の内容の適正化について

契約保証金、再委託の禁止、損害賠償責任、守秘義務及び長期継続契約等の規定に不備なものが見られた。財務規則や総務部行政経営課作成の「契約書作成の手引」等を参考に契約内容を十分検討し、適正な契約とすることが必要である。

(表5参照)

⑤ 適正な検査の実施について

検査員が、契約事務担当者と同じ者であるものが見られた。検査員の本来の役割からすると契約事務担当者と異なることが望ましいので、検査員の適切な任命に留意が必要である。(表6参照)

また、履行確認については、報告書のみで確認している事例が見られるので、現場の作業内容を確認するなど適正な検査が必要である。

⑥ 長期継続契約の取組について

複数年にわたる長期継続契約により、事務の効率化と経費の節減が図られており、今後とも、積極的な取組が望まれる。(表1、2、7参照)

なお、契約に当たっては、契約が数年にわたり固定されるため、仕様や業者選定、予定価格の積算等について十分な検討が必要である。

⑦ 一括契約の検討について

地区ごとに複数の関係庁舎等をまとめた一括契約を実施し、事務の効率化と経費の削減が図られている。今後とも、スケールメリットを生かした一括契約の拡大の検討が望まれる。(表1、2、8参照)

⑧ 委託業務内容等の見直しについて

委託業務の仕様の変更により、経費の縮減を図っている事例があり、今後とも、委託業務内容の見直しが必要である。(表7参照)

また、同種・同規模の所属間において、仕様、積算方法、作業員労務単価等に違いがあり、委託額に大きな差が生じているものが見られた。このため、同種・同規模の所属間にあっては、情報の共有化を図り、仕様や積算方法等の見直しを行う必要がある。

⑨ 統一マニュアルの作成等について

庁舎等の管理業務は、各所属において独自に外部委託されているが、仕様、予定価格の積算方法、契約書の内容等が所属によりまちまちで統一されていない。

このため、標準的な仕様、予定価格の積算方法、契約書の様式等を整備した全庁的なマニュアルの作成や事務担当者の研修等を行うことにより、事務処理の適正化と効率化を図ることが望まれる。

【 外部委託の概要 】

① 委託契約の件数及び金額

139所属において、件数が703件、金額が13億300万円の外部委託を行っている。このうち、一括契約(注1)が25件、長期継続契約(注2)が114件となっている。

表1 業務別の件数と金額

(単位：件、千円)

業務名	所属数	契約件数			契約金額
		総件数	うち一括契約(注1)	うち長期継続契約(注2)	
清掃	84	103			502,369
警備	64	98	19	15	457,349
空調設備管理業務	78	101	2	3	199,744
消防用設備保守点検	133	147	4		68,787
自家用電気工作物保守点検	128	155		51	43,159
電話設備保守点検	87	99		45	31,366
計	574	703	25	114	1,302,774

表2 部局別の件数と金額

(単位：件、千円)

部局名	所属数	契約件数			契約金額
		総件数	うち一括契約(注1)	うち長期継続契約(注2)	
知事部局	57	378	14	8	588,536
教育委員会	63	228	11	105	367,686
警察本部	14	73			108,876
企業局	1	5			24,496
病院局	4	19		1	213,180
計	139	703	25	114	1,302,774

(注1)一括契約とは、本課において、関係所属を地域単位に複数の庁舎等を合わせて一括して契約を行うもの。

(注2)長期継続契約とは、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)に基づき、複数年契約を行うもの。

(注3)病院局の空調設備管理業務は、監査対象以外の業務を含む委託のため除外している。

② 契約方法別の件数及び落札率

契約方法は、一般競争入札が3件（0.4%）、指名競争入札が171件（24.3%）、随意契約が529件（75.2%、うち一者随意契約が65件）となっている。予定価格100万円未満の委託契約は随意契約できる（宮崎県財務規則第136条の2第1項第6号）ようになっているため、随意契約が最も多くなっている。

落札率は、全体で89.1%、うち一般競争入札が87.5%、指名競争入札が86.9%、随意契約が94.0%（うち一者随意契約が98.3%）となっており、随意契約が最も高くなっている。

このうち、指名競争入札及び随意契約で、入札参加業者又は見積業者が平成16、17、18年度の3年間で同じである委託契約が、196件（28.0%）となっている。

表3 契約方法別の件数及び落札率

（単位：件、%）

業 務 名		一 競 入	般 争 札	指 名 争 札	随 意 契 約	う ち	合 計	入札・見積 業者が16、 17、18年度 同じ契約
						一 者 随 意 契 約		
清 掃	件 数		3	62	38	1	103	11
	構成率		2.9	60.2	36.9	1.0	100.0	11.0
	落札率		87.5	96.5	89.8	100.0	93.6	95.1
警 備	件 数			32	66	35	98	31
	構成率			32.7	67.3	35.7	100.0	31.6
	落札率			73.0	98.2	98.8	84.3	93.8
空 調 設 備 管 理 業 務	件 数			46	55	3	101	18
	構成率			45.5	54.5	3.0	100.0	17.8
	落札率			91.4	94.1	95.8	92.1	95.3
消 防 用 設 備 保 守 点 検	件 数			19	128	15	147	55
	構成率			12.9	87.1	10.2	100.0	37.4
	落札率			90.1	84.5	91.3	87.4	85.8
自 家 用 電 気 工 作 物 保 守 点 検	件 数			9	146	6	155	46
	構成率			5.8	94.2	3.9	100.0	29.7
	落札率			70.7	86.0	83.1	83.9	85.4
電 話 設 備 保 守 点 検	件 数			3	96	5	99	35
	構成率			3.0	97.0	5.1	100.0	35.4
	落札率			93.1	86.7	97.3	88.0	91.3
計	件 数		3	171	529	65	703	196
	構成率		0.4	24.3	75.2	9.2	100.0	28.0
	落札率		87.5	86.9	94.0	98.3	89.1	92.4

③ 予定価格の積算方法

各所属における予定価格の積算は、表4のとおりであり、国の積算基準等を参考にして明確に積算されているものは134件である。

表4 予定価格の積算方法

(単位：件)

業務名	国の積算基準等を参考にして積算	業者の参考見積を参考にして積算	予算額、前年度の委託額を参考にして積算	計
清掃	39	25	39	103
警備	7	43	48	98
空調設備管理業務	48	32	21	101
消防用設備保守点検	29	75	43	147
自家用電気工作物保守点検		115	40	155
電話設備保守点検	11	62	26	99
計	134	352	217	703

④ 契約書の内容

契約書について、表5のとおり内容に不備が見られ、再委託の禁止、守秘義務の規定の不備が多くあった。

表5 契約書の内容が不備なもの

(単位：件)

契約保証金の規定が無いもの	再委託の禁止規定が不適なもの	損害賠償の規定が不適なもの	県の実地調査等の規定が無いもの	委託条件に違反した場合の取扱の規定が無いもの
16	52	10	25	24
守秘義務の規定が無いもの	履行確認・支払条件の規定が不適なもの	長期継続契約に係る規定が不適なもの		
49	8	6		

⑤ 検査

履行確認の検査について、表6のとおり不適切なものが見られた。

表6 検査の不適切なもの

(単位：件)

契約事務担当者と検査員が同じ者であるもの	委託額が100万円以上で検査調書が作成されていないもの
37	6

⑥ 仕様・契約方法等の変更による経費の縮減

委託業務内容の見直しによる仕様の変更や契約方法の変更等により、表7、8のとおり経費が縮減されている。

表7 仕様、契約方法等の変更による縮減額

(単位：千円、%)

変更の内容	件数	18年度 契約総額 A	17年度 契約総額 B	差引額 A-B	縮減率
仕様の見直し変更を行ったもの(注)	11	50,067	59,051	▲8,984	▲15.2
入札・見積業者の入替えによるもの	36	132,570	159,578	▲27,008	▲16.9
長期継続契約を行ったもの	13	3,075	3,476	▲401	▲11.5
業者入替えと長期継続契約を行ったもの	45	11,997	13,671	▲1,674	▲12.2
計	105	197,709	235,776	▲38,067	▲16.1

(注) 見直しの内容は、清掃（ガラス・ワックス）回数、警備人数及び空調運転時間等である。なお、入札及び見積業者の変更、長期継続契約への移行も同時に実施したものがある。

表8 一括契約による縮減額

(単位：千円、%)

業務名	件数	19年度 契約総額 A	18年度 契約総額 B	差引額 A-B	縮減率
自家用電気工作物保守点検	2	1,550	1,682	▲132	▲7.8

(注) この表は、平成19年度実績である。

2 県税の収入未済額の圧縮に向けた取組について

(1) 監査の趣旨

県税の収入未済額の圧縮については、自主財源の確保及び租税負担の公平性の観点からも重要な課題となっていることから、滞納整理の状況並びに県税の収入未済の中でも大きな割合を占めている自動車税及び個人県民税の収入未済額の圧縮に向けた取組について監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

- ① 滞納処分は適切に行われているか。
- ② 自動車税の収入未済額圧縮対策は適切に行われているか。
- ③ 個人県民税の収入未済額圧縮対策は適切に行われているか。

(3) 監査の対象機関

税務課及び各県税事務所

(4) 監査の実施時期、実施方法及び対象年度

- ① 実施時期 平成19年8月から10月まで
- ② 実施方法 平成18監査年度の定期監査の実施に併せ、監査対象機関から提出された行政監査調書等に基づき、聞き取り調査を中心に実施した。
- ③ 対象年度 平成18年度を監査対象年度とした。

【 監査の結果及び意見 】

① 滞納処分について

県税の滞納処分の差押と公売について、「タイヤロック」、「インターネット公売」といった新たな手法が導入されている。

ア タイヤロックについて

県下7県税事務所でタイヤロックによる自動車の一斉差押が実施され、1,889万円の滞納が整理されるなど、大きな効果を挙げているため、今後積極的に取り組むことが望まれる。(表6参照)

イ インターネット公売について

平成18年度は、4回のインターネット公売が行われ、公売額は390万円に達している。また、インターネット公売の参加者は、9割以上が県外者となっており、インターネット利用の効果が現れている。(表7参照)

平成18年度は7県税事務所のうち5県税事務所での実施であったが、今後は全事務所において、インターネット公売を積極的に活用することが望まれる。

② 自動車税の収入未済額圧縮対策について

ア 集中的な未済額圧縮に向けた取組

自動車税の収入未済額の圧縮については、12月から5月を「自動車税滞納整理月間」とし、整理目標数値を定め集中的な滞納整理が行われている。特に12月については、年末特別強化月間として、休日・夜間納税窓口を開設するなどの取組も行われている。このため、収入未済額は減少してきているものの、依然として多額に上っているため、引き続き収入未済額の圧縮に向けて集中的な取組が望まれる。

イ 多様な納付手段の検討

自動車税の納付については、口座振替制度のほか、平成17年度からはコンビニエンスストアでも納付できるようになった。平成18年度のコンビニエンス

ストアを利用した納付は、自動車税収入額の約19%を占めており、有効な手段であると評価できる。今後とも、積極的にPRしていくとともに、納税者の利便性向上と未済額の圧縮に向けて、さらに多様な納付手段の確保についての検討を行うことが期待される。

ウ 納期内納付の推進

納期内納付率で70%を下回っているのは自動車税だけで、他の税目に比べ低い状況にある。(表4参照)

このため、納期内納付の推進に向けたさらなる取組が望まれる。

③ 個人県民税の収入未済額圧縮対策について

ア 市町村との連携等

個人県民税は他の税目と異なり賦課徴収権は市町村にあり、県税収入の約16.9%を占めている。収入未済率は、平成16年度以降低下しているが、収入未済額は県税全体の未済額のほぼ半分を占めている状況にあり、大きな課題となっている。(表2、5参照)

さらに、平成19年度からは、三位一体改革に伴い所得税から住民税へ税源が委譲されたため、個人県民税の増収が見込まれる一方で、その収入未済額の増加も懸念される。

このため、市町村との緊密な連携の確保、市町村職員の資質向上のための研修等の支援策に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、個人県民税の市町村別の徴収率にも差がみられることから、市町村の状況に応じた連携、支援が求められる。

なお、他県においては、県と市町村が連携して広域連合や滞納整理機構等を設立し、徴収体制の強化を図っている事例があるが、費用対効果も含めた導入のメリット・デメリットを検証したうえで、こうした取組も参考にしながら体制強化の検討が望まれる。

イ 特別徴収の推進

個人住民税の特別徴収とは、事業所等の給与支払者が従業員等(納税義務者である個々の給与所得者)が納めるべき税額を毎月の給与の支払時に徴収し、その徴収した税金を一括して納入する制度である。納税義務者が年4回自ら納付する手間が省け一回あたりの負担感が少なくなるとともに、県や市町村にとっては確実な徴収が見込めるというメリットがある。このため、市町村と共同で管内の事業所等を訪問し、特別徴収の実施を要請した結果、平成18年度に94事業所を特別徴収義務者として指定した実績のある県税事務所もある。こうした取組をすべての県税事務所で行うなど、特別徴収の推進に努める必要がある。

なお、他県においては、この特別徴収を実施する事業所を増やす方策として、建設工事や物品の納入等の入札参加資格に、個人住民税の特別徴収の実施を義務づけることにしたところもある。こうした取組も参考になるものと思われる。

ウ 徴取引継

地方税法第48条第1項に基づき、市町村長の同意を得た滞納事案について、県で直接徴収することができる制度で、本県では平成18年度から実施している。平成18年度は5市町村から引継を受けて徴収を行い、400万円を超える滞納が解消されている。

また、徴取引継に至らなかった事例の中には、市町村が県への徴取引継を予告して催告を行ったところ、自主的に納税された事例もあり、税収確保には有効な手段であると考えられるので、市町村と十分な協議を行いながら徴取引継を実施していくことが望まれる。

【 県税収入の概要 】

① 県税収入の状況

平成18年度の県税の収入済額は、885億7,276万円で、前年度と比較すると、31億2,847万円の増となっている。これは、県内法人の堅調な企業業績により法人事業税が増収となったことや、税制改正等により個人県民税が増収となったことによるものである。

また、収入率は97.3%で、平成16年度以降上昇しており、平成9年度以降では最も高くなっている。

一方、収入未済額は、21億9,467万円で、前年度と比較すると、298万円の増となっているが、これには納期限が休日と重なったため翌年度の歳入となった軽油引取税の徴収猶予分1億1,758万円が含まれており、この徴収猶予分を除いた実質的な収入未済額は減少している。

また、税目別に収入済額でみると、法人事業税、自動車税、個人県民税の順に多く、この3税で県税の6割近くを占めている。

表1 県税収入の状況

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済率
9年度	94,170,837	91,481,258	97.1	200,241	2,489,719	2.6
10年度	96,810,350	94,097,042	97.2	153,424	2,560,313	2.6
11年度	94,544,830	91,786,936	97.1	233,265	2,525,901	2.7
12年度	98,148,071	95,329,155	97.1	202,351	2,616,805	2.7
13年度	95,487,990	92,494,632	96.9	230,289	2,763,452	2.9
14年度	85,795,742	82,954,644	96.7	374,507	2,466,929	2.9
15年度	83,107,010	80,343,188	96.7	230,029	2,534,473	3.0
16年度	84,549,566	81,868,026	96.8	270,722	2,412,204	2.9
17年度	88,025,054	85,444,299	97.1	393,122	2,191,693	2.5
18年度	91,047,609	88,572,769	97.3	283,922	2,194,674	2.4

(注) 収入済額には、過誤納額を含む。

表2 税目別収入状況

(単位：千円、%)

	調定額	割合	収入済額	割合	不納欠損額	収入未済額	割合
法 人 事 業 税	21,951,266	24.1	21,895,217	24.7	3,932	53,454	2.4
自 動 車 税	15,795,744	17.3	15,033,779	17.0	140,171	623,523	28.4
個 人 県 民 税	16,169,854	17.8	14,981,198	16.9	99,580	1,089,077	49.6
軽油引取税	11,688,645	12.8	11,531,975	13.0	11,745	144,926	6.6
地方消費税	9,403,168	10.3	9,403,168	10.6	0	0	0.0
法人県民税	4,734,017	5.2	4,712,791	5.3	1,554	20,334	0.9
自動車取得税	3,181,405	3.5	3,181,405	3.6	0	0	0.0
不動産取得税	2,917,828	3.2	2,691,771	3.0	18,468	207,617	9.5
県たばこ税	2,370,168	2.6	2,370,153	2.7	0	15	0.0
個人事業税	1,134,237	1.2	1,072,559	1.2	8,040	53,638	2.4
ゴルフ場利用税	691,407	0.8	690,687	0.8	0	721	0.0
利子割県民税	657,581	0.7	657,581	0.7	0	0	0.0
産業廃棄物税	260,247	0.3	260,247	0.3	0	0	0.0
狩 猟 税	81,593	0.1	81,593	0.1	0	0	0.0
鉦 区 税	9,790	0.0	8,646	0.0	0	1,144	0.1
旧法による税	660	0.0	0	0.0	434	226	0.0
合 計	91,047,609	100.0	88,572,769	100.0	283,922	2,194,674	100.0

(注) 収入済額には、過誤納額を含む。

② 自動車税の収入未済の状況

自動車税の収入未済額は、表3のとおりで、収入未済率は平成17年度から低下している。しかし、収入未済額は市町村が賦課徴収を行っている個人県民税に次いで多く、6億2,300万円に達している。(表2参照)

なお、平成15年度以降調定額が減少しているが、これは、普通車から軽自動車への乗り換えが影響しているものと考えられる。

また、自動車税の納期内納付率は、他の税目と比較して低い状況にある。(表4参照)

表3 自動車税の収入未済の状況 (単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済率
9年度	15,844,146	15,315,572	96.7	29,964	499,090	3.1
10年度	16,231,292	15,627,247	96.3	26,797	577,657	3.6
11年度	16,423,363	15,762,493	96.0	28,462	633,670	3.9
12年度	16,614,525	15,884,720	95.6	39,866	690,132	4.2
13年度	16,733,487	15,916,318	95.1	51,619	765,933	4.6
14年度	16,738,363	15,858,603	94.7	73,729	806,369	4.8
15年度	16,434,840	15,512,008	94.4	108,909	814,588	5.0
16年度	16,028,769	15,113,736	94.3	120,473	795,920	5.0
17年度	16,272,872	15,410,374	94.7	152,040	713,830	4.4
18年度	15,795,744	15,033,779	95.2	140,171	623,523	3.9

(注) 収入済額には、過誤納額を含む。

表4 納期内納付の状況 (単位：千円、%)

区 分	調 定		納期内納付		納期内納付率	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
自 動 車 税	425,671	15,046,142	280,293	9,580,776	65.8	63.7
不 動 産 取 得 税	20,169	2,698,808	15,299	2,303,964	75.9	85.4
個 人 事 業 税	13,936	1,063,354	11,106	899,642	79.7	84.6
鉦 区 税	153	8,725	134	7,770	87.6	89.1
法 人 事 業 税	17,715	21,877,045	15,806	21,293,423	89.2	97.3
法 人 県 民 税	30,239	4,708,109	26,997	4,540,449	89.3	96.4
県 た ば こ 税	770	2,370,168	727	2,369,880	94.4	99.9
ゴ ル フ 場 利 用 税	366	690,687	354	671,062	96.7	97.2
軽 油 引 取 税	2,200	11,660,341	2,170	11,514,595	98.6	98.8
利 子 割 県 民 税	5,460	657,581	5,441	657,501	99.7	99.9
合 計	516,679	60,780,959	358,327	53,839,062	69.4	88.6

③ 個人県民税の収入未済の状況

個人県民税の収入未済の状況は、表5のとおりで、収入未済率は平成16年度以降低下している。しかし、収入未済額は県税の中で最も多い10億8,900万円と多額になっており、県税の収入未済額のほぼ半分の49.6%を占めている。
(表2参照)

表5 個人県民税の収入未済の状況 (単位: 千円、%)

	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済率
9年度	17,179,000	15,912,978	92.6	117,303	1,148,720	6.7
10年度	14,088,788	12,905,341	91.6	81,598	1,101,849	7.8
11年度	15,336,152	14,141,004	92.2	96,615	1,098,532	7.2
12年度	15,172,336	13,920,575	91.7	126,806	1,124,955	7.4
13年度	14,886,891	13,660,468	91.8	130,394	1,096,029	7.4
14年度	14,462,373	13,268,791	91.7	113,919	1,079,662	7.5
15年度	14,024,504	12,852,267	91.6	94,517	1,077,720	7.7
16年度	13,828,312	12,677,505	91.7	115,780	1,035,027	7.5
17年度	14,449,643	13,308,522	92.1	105,765	1,035,385	7.2
18年度	16,169,854	14,981,198	92.6	99,580	1,089,077	6.7

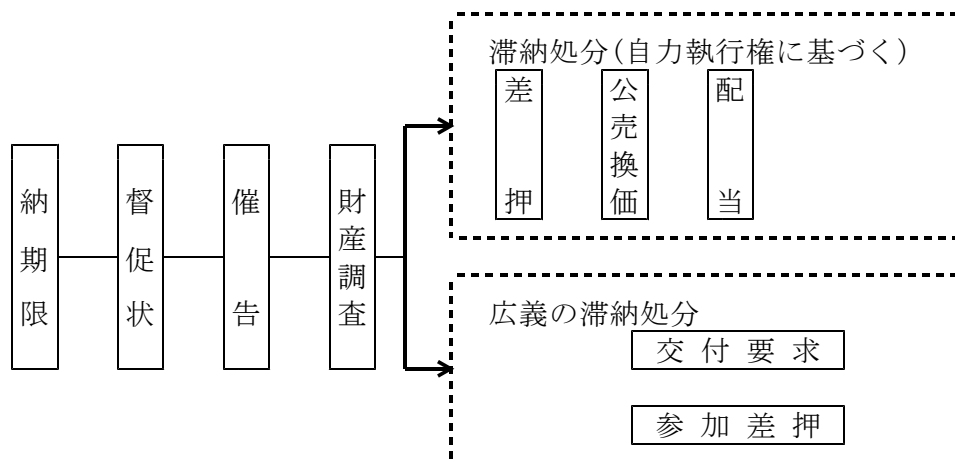
④ 滞納整理の状況

定められた期日までに納入されなかった税については、滞納整理を行うこととなるが、税務行政を統括する税務課では、毎年度「税務行政運営方針」を定めており、その中で、「滞納整理の強化と収入未済額の圧縮」については重点実施事項に掲げ、運営方針とは別に「滞納整理基本方針」を定めて、具体的な取組の方針を示している。

各県税事務所においては、この「滞納整理基本方針」を踏まえて、滞納整理について計画的な取組を行っている。

滞納整理は、おおよそ、下図のようなステップで進められる。

[滞納整理を進めるステップ]



その中で、差押と公売について、タイヤロックとインターネット公売という新たな手法が導入されている。

タイヤロックは、平成17年度から導入され、平成19年2月26日から3月2日にかけて、県下7県税事務所でタイヤロックによる自動車の一斉差押が実施されている。

また、動産、自動車、不動産等の差押財産を高価・有利に売却できるようになるということから、平成18年度からインターネットを使った公売制度が実施されている。

タイヤロックによる一斉差押とインターネット公売の平成18年度の実績は次のとおりである。

表6 タイヤロックによる一斉差押

実施時期	平成19年2月26日～3月2日	
差押予告書送付	1,743人	—
差押予告書送付後納税	297人	10,226千円
差押予告書送付後納税相談	164人	6,536千円
タイヤロック実施	17人	—
タイヤロック後納税	16人	1,948千円
インターネット公売（19年度）	1人	187千円
滞納整理額合計	—	18,897千円

表7 インターネット公売実績

(単位：円、倍、%)

	見積価格	落札価格	落札倍率	県外入札者比率	
1 自動車3、動産4	205,000	1,430,339	7.0	78.6	
2 自動車1	547,000	1,257,000	2.3	77.8	
3 不動産1(不落)	5,416,000	—	—	—	
4 動産41(うち1件不落)	292,500	1,220,569	4.2	94.6	
計	50件	6,460,500	3,907,908	0.6	91.1
	(不動産除く計)	1,044,500	3,907,908	3.7	91.1

(注) 不動産の不落は、入札参加申し込みはあったが、実際には参加しなかったため不落。

3 商工観光労働部の所管に属する公益法人の指導監督の状況について

(1) 監査の趣旨

公益法人の健全な運営を確保し、県民福祉の向上に資することを目的に、平成15年度に県所管の公益法人について行政監査を実施し、定期的な立入検査の実施と所管する公益法人に対する指導監督等の充実を要望したところであるが、その後の指導監督の状況を検証するため、知事の所管に属する公益法人のうち、約4分の1を所管する商工観光労働部を対象に監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

- ① 公益法人から現況報告書等が適切に提出されているか。
- ② 所管課の立入検査が適切に行われているか。
- ③ 公益法人の情報公開が適切に行われているか。

(3) 監査の対象機関

公益法人を所管する商工観光労働部の本庁各課

(4) 監査の実施時期、実施方法及び対象年度

- ① 実施時期 平成19年3月から10月まで
- ② 実施方法 平成18年度の定期監査の実施に併せ、監査対象機関から提出された行政監査調書等に基づき、聞き取り調査を中心に実施した。
- ③ 対象年度 主に平成18年度の指導監督状況を対象とした。

【 監査の結果及び意見 】

① 公益法人の現況報告書等の提出について

平成15年度から17年度分の提出状況を確認したところ、年々期限後提出法人数が増加し、17年度分は4分の1の法人が期限までに提出していなかった。また、15、16年度分では未提出の法人もみられた。

現況報告書は法人の実態を把握する上で重要な役割を果たすものであるため、今後は、期限内に提出されるよう指導を徹底する必要がある。(表1参照)

② 所管課の立入検査について

立入検査については、下記のとおり概ね適切に行われていると認められたが、立入検査の結果、指示指導を受ける団体が多数見られ、また、これまでの監査委員の監査においても給与規程や会計規程等の整備が不十分であったり、財務諸表の表記や内容に錯誤のある団体が見られたことから、今後とも適時適切な指導監督が望まれる。(表2参照)

ア 立入検査の周期の順守状況

平成16年度から18年度の3か年度における立入検査状況を確認した結果、各課とも計画的に立入検査が実施されていた。

イ 検査票の作成状況

平成18年度に立入検査を実施した15法人に係る検査票を確認したところ、いずれも検査票を作成し、これに従って立入検査が実施されていた。

ウ 文書による改善指示及び改善報告の状況

平成18年度に立入検査を実施した15法人のうち9法人に対して改善指示をしているが、いずれも文書により指示されていた。

また、法人が講じた措置についても、文書で報告されていた。

③ 公益法人の情報公開について

インターネットにより業務及び財務等に関する資料を公開している法人は4法人のみで、約半数の25法人はホームページを開設していない。

所管公益法人の態様が様々であり、経費も伴うことから現状を一概に不適とまでは言えないが、公益法人の情報公開の充実により業務運営の透明化及び適正化を図るという趣旨に鑑みインターネットによる公開について引き続き要請していくことが望まれる。

④ 公益法人会計基準改正等への的確な対応について

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月29日総務部長通知）のとおり、公益法人のディスクロージャーの充実、受託責任の明確化を目的に公益法人の会計基準が改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた。しかし、改善指示の例にあるように財務諸表を作成していない公益法人も見られるようであるが、公益法人の会計処理は原則としてこの会計基準によるものとするよう所管課の適切な指導が望まれる。

また、公益法人制度が抜本的に見直され、公益法人の公益性については、法令で定められた明確な規準の下に、第三者機関の客観的な意見に基づき、統一的に判断されることとなったが、18年度の検査票を確認すると、公益事業の規模が総支出額の2分の1未満で公益認定が危ぶまれる法人も見受けられることから、所管公益法人に対し制度改革についての周知と適切な指導が求められる。

【 商工観光労働部所管の公益法人の概要 】

① 商工観光労働部所管の公益法人

商工観光労働部所管の公益法人は、別表のとおり平成18年度末で48団体（社団法人35、財団法人13）である。

② 公益法人の現況報告書等の提出状況

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則により公益法人は、毎事業年度終了後三月以内に、現況報告書等を知事に提出しなければならないとされている。平成15年度から17年度分の提出状況は次のとおりである。

表1 現況報告書等の提出状況

	法人数	期限内	期限後	未提出
平成15年度分	48	40	6	2
平成16年度分	48	39	8	1
平成17年度分	48	36	12	0

③ 所管課の立入検査の状況

県は、民法第67条第3項及び「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」第9条第1項の規定により、職権で、所管している公益法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

立入検査は、法人の管理運営、事業の実施、財務・会計処理等の状況を、法人の事務所において実地に証拠書類、帳簿等をもとに確認することができるため、指導監督上最も有効な手段とされることから、「公益法人の指導監督の充実等について」（平成16年10月18日付け総務部長通知。以下「部長通知」という。）により、所管課は、

- ・ 立入検査の実施計画を策定し、少なくとも3年に1回程度、定期的に立入検査を実施すること

- ・ 立入検査を効率的かつ適正に実施できるよう、検査票（チェックリスト）を作成すること
- ・ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には文書等による改善指示を行うとともに、法人が講じた措置について報告を求めること

とされている。立入検査の状況は、次のとおりである。

表2 立入検査の状況

所管課名	法人数	16年度	17年度	18年度	3年度計
商工政策課	2	2(0)			2(0)
新産業支援課	4	1(0)	2(0)	1(1)	4(1)
地域産業振興課	6	2(0)	1(0)	2(2)	5(2)
経営金融課	10	9(8)	3(2)	3(2)	15(12)
観光・リゾート課	6	4(4)	1(0)		5(4)
労働政策課	20	10(0)	12(0)	9(4)	31(4)
商工観光労働部計	48	28(12)	19(2)	15(9)	62(23)

(注) 法人数は18年度末。()は検査の結果、改善指示をした法人数。

※参考 18年度立入検査における改善指示の例

- ・ 定款で年2回開催するとしている総会を1回しか開催していない。
- ・ 理事変更の登記がされていない。また、理事・監事の変更に伴い、県への異動届が提出されていない。
- ・ 公益法人会計基準に規定する財務諸表が作成されていない。

④ 公益法人の情報公開の状況

ア 閲覧書類の備付状況

部長通知により、所管課は公益法人の「業務及び財務等に関する資料」を備え置き、閲覧の請求があった場合には、原則として、閲覧させることとされている。

各課とも公益法人から提出された現況報告書等は、閲覧が可能な状態にあった。

イ インターネットによる情報公開の状況

公益法人の情報公開の充実による業務運営の透明化及び適正化を図るため、部長通知により、所管課は公益法人に対し「業務及び財務等に関する資料」をインターネットにより公開するよう、特に要請することとされている。

商工観光労働部所管の48法人のうちホームページを有するのは23法人、うち業務及び財務等に関する資料を公開しているのは4法人である。

別表 商工観光労働部所管公益法人一覧（平成18年度末現在）

	所 管 課	法 人 名
1	商工政策課	財団法人宮崎銀行ふるさと振興基金
2	商工政策課	財団法人みやぎん経済研究所
3	新産業支援課	財団法人宮崎県南地域新地場産業創出センター
4	新産業支援課	※ 財団法人宮崎県機械技術振興協会
5	新産業支援課	※ 財団法人宮崎県産業支援財団
6	新産業支援課	社団法人宮崎県情報産業協会
7	地域産業振興課	社団法人宮崎県骨材協会
8	地域産業振興課	社団法人宮崎県工業会
9	地域産業振興課	財団法人都城圏地域場産業振興センター
10	地域産業振興課	社団法人宮崎県物産振興センター
11	地域産業振興課	※ 社団法人宮崎県産業貿易振興協会
12	地域産業振興課	社団法人霧島工業クラブ
13	経営金融課	財団法人宮崎太陽中小企業振興会
14	経営金融課	社団法人宮崎青年会議所
15	経営金融課	社団法人延岡青年会議所
16	経営金融課	社団法人都城青年会議所
17	経営金融課	社団法人日南青年会議所
18	経営金融課	社団法人日向青年会議所
19	経営金融課	社団法人串間青年会議所
20	経営金融課	社団法人西都青年会議所
21	経営金融課	社団法人小林青年会議所
22	経営金融課	社団法人宮崎県貸金業協会
23	観光・リゾート課	財団法人宮崎県公園協会
24	観光・リゾート課	財団法人佐土原町温泉協会
25	観光・リゾート課	財団法人北郷町温泉観光協会
26	観光・リゾート課	財団法人速日の峰振興事業団
27	観光・リゾート課	社団法人宮崎市観光協会
28	観光・リゾート課	社団法人都城観光協会
29	労働政策課	財団法人宮崎県労働会館
30	労働政策課	社団法人宮崎県労働者福祉団体中央会
31	労働政策課	社団法人宮崎県勤労者旅行会
32	労働政策課	社団法人宮崎県北部地区勤労者福祉事業団
33	労働政策課	財団法人宮崎建設労働者研修福祉センター
34	労働政策課	社団法人宮崎市シルバー人材センター
35	労働政策課	社団法人延岡市シルバー人材センター
36	労働政策課	社団法人都城市シルバー人材センター
37	労働政策課	社団法人西都市シルバー人材センター
38	労働政策課	社団法人日向市シルバー人材センター
39	労働政策課	社団法人小林市シルバー人材センター
40	労働政策課	社団法人日南市シルバー人材センター
41	労働政策課	社団法人綾町シルバー人材センター
42	労働政策課	社団法人三股町シルバー人材センター
43	労働政策課	社団法人国富町シルバー人材センター
44	労働政策課	社団法人新富町シルバー人材センター
45	労働政策課	社団法人えびの市シルバー人材センター
46	労働政策課	社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会
47	労働政策課	社団法人川南町シルバー人材センター
48	労働政策課	※ 社団法人宮崎県雇用開発協会

（注）※印は、ホームページで財務情報等を公開している法人

4 県に事務局を置く任意団体について

(1) 監査の趣旨

県には、県の主導により設立され、行政と密接な関係を有することから、県職員が役員や事務局職員として従事しているため、庁舎内に事務局を置いている任意団体が多数存在する。

そこで、これら任意団体の適切な運営と県行政の効率的かつ効果的な推進に資するため、今回多くの任意団体を抱えている環境森林部、農政水産部、県土整備部に係る任意団体の運営状況や県の関与の状況等について監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

- ① 任意団体の運営等について
 - ア 運営に必要な諸規程は適切に整備、運用されているか。
 - イ 内部監査は適切に行われているか。
 - ウ 財務事務は適切に行われているか。
- ② 任意団体に対する県の関与について
 - ア 県職員の就任状況は適切か。
 - イ 執務場所等の提供に係る手続は適切であるか。
 - ウ 県からの補助金等が適切に執行されているか。
- ③ 任意団体のあり方について
 - ア 今後の任意団体のあり方について検討は行われているか。
 - イ 県に任意団体の事務局を置く必要性の検討は行われているか。

(3) 監査の対象機関

県に事務局を置く任意団体(以下、「団体」という。)を所管する環境森林部、農政水産部、県土整備部の本庁各課及び関係する出先機関(別表1、2参照)

本庁各課の監査対象機関数等		出先機関の監査対象機関数等	
環境森林部	4 (7)	西臼杵支庁	1 (9)
農政水産部	7 (21)	農林振興局	6 (43)
県土整備部	10 (17)	農業改良普及センター	7 (35)
計	21 (45)	港湾事務所	3 (3)
		計	17 (90)

(注) () は所管する団体数。出先機関も同じ。

(4) 監査の実施時期、実施方法及び対象年度

- ① 実施時期 平成19年3月から10月まで
- ② 実施方法 平成18監査年度定期監査の実施に併せ、監査対象機関から提出された行政監査調書等に基づき、聞き取り調査を中心に実施した。
- ③ 対象年度 平成18年度を監査対象年度とした。

【 監査の結果及び意見 】

① 団体の運営等について

ア 諸規程の整備及び運用

会計に関する規程、団体の専属職員の給与等に関する規程等が整備されていない団体や議決に係る定足数について規定されていない団体があった。

また、団体の意思決定の場である総会又は理事会は、事業計画や予算等に係る議決を行うため適切に開催することが必要であるが、総会等の開催時期について規定されていない団体や総会等が事業年度終了後速やかに開催されていない団体があった。

このため、団体業務を所管する所属等(以下、「所管課等」という。)は団体業務を適切に運営する上で必要な規程等の整備や総会等の適期開催について

団体を指導することが望まれる。

イ 内部監査

団体の業務及び会計事務の適正な執行を確保するためには、内部監査を適切に行うことが望まれるが、監事を設置していない団体（4団体）があった。

このため、所管課等は団体の内部監査が適切に行われるよう団体を指導することが望まれる。

ウ 財務事務

(ア) 繰越金について

団体を運営する上において、ある程度の繰越金は必要であると思われるが、収入決算額に比べ多額の繰越金が生じている団体が見受けられた。（表3-1参照）

また、「出先機関に事務局を置く団体」に対しては、上部組織である「本庁各課に事務局を置く団体」等から資金が交付され、さらにその団体支部の部会へ資金が重層的に流れ、支部、部会において繰越金が生じている事例があった。

このため、所管課等は、団体の予算執行が適切に行われるよう団体を指導するとともに、支部等も含めて恒常的に繰越金が生じている団体への財政的支援のあり方についての十分な検証が望まれる。

(イ) 団体の特別会計及び基金等積立金について

特別会計や基金等積立金を設けている団体があり、その繰越金や積立残高が多額となっている団体があった。（表4参照）

このため、所管課等は資金の管理及び運用について十分留意するよう団体を指導することが望まれる。

② 団体に対する県の関与について

ア 役員、事務局職員の就任状況

県職員が団体の役員又は事務局職員に就任する際に、団体からの就任依頼及び県からの就任承認等の手続が適切に行われていない団体があった。

また、役員等として団体業務に従事する間、職務専念の義務を免除する手続又は当該業務に従事させる職務命令を行うことが必要とされているが、このような手続が明確に取られていない所属が見受けられた。

このため、所管課等は役員等の就任手続や職務命令等を適切に行うことが望まれる。

イ 執務場所等の提供手続

専属の事務局職員を置く団体については、団体使用の占用面積に係る行政財産の目的外使用許可手続が必要である（公有財産取扱規則第24条）が、当該許可申請をしていない団体があった。

また、専属事務局職員に机、椅子等の県有備品を使用させる場合には、当該県有備品に係る貸付手続が必要である（宮崎県財務規則第173条）が、当該物品借用申請をしていない団体があった。

このため、所管課等は、必要な許可申請手続等を行うよう団体を指導する必要がある。

ウ 補助金等の県費支出事務

補助金等の県費が団体に支出される場合に、多くの団体では、交付事務を担当する県職員により団体の申請事務等が行われている。

このため、所管課等にあっては、不適正な事務処理が生じないよう、県費支出事務について内部チェックを十分に行うことが望まれる。

③ 団体のあり方について

ア 今後の団体のあり方の検討

団体においては、社会・経済情勢の変化や行政需要の変化等を考慮し、組織や事業の見直しを図る必要がある。組織再編により統合した団体（4団体）や事業目的の達成などにより平成19年度で解散する団体（4団体）もあるが、多くの団体では団体の存続等について十分な検討がなされていないため、所管課等は今後の団体のあり方について常に検討するよう団体を指導することが望まれる。

イ 県に事務局を置く必要性の検討

団体の多くは、設立当初から施策の円滑な実施のために県に事務局を置いているが、市町村合併など団体を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、事務局移転を検討した結果、平成19年度に外郭団体へ事務局を移転した団体（2団体）もある。

このため、所管課等は、役員等に就任する県職員の関与の程度、団体の事業規模等も考慮し、県に事務局を置くことの必要性についての検討が望まれる。

【 団体の概要 】

① 県職員の役員及び事務局職員への就任状況

県職員の役員及び事務局職員への就任状況は、表1-1及び表1-2のとおりである。県職員が役員に就任している団体は86団体で、事務局職員に就任している団体は128団体となっている。

表1-1 県職員の役員就任状況

部局等	団体数	役員数(人)		県職員数別団体数						
		うち 県職員数	うち 県職員数	1人	2人	3人	4人	5人以上	計	
本庁	環境森林部	7	83	13	3	0	0	0	1	4
	農政水産部	21	306	78	1	1	0	3	6	11
	県土整備部	17	298	61	4	2	3	0	3	12
	本庁計	45	687	152	8	3	3	3	10	27
出先機関	農林振興局	52	523	89	8	10	12	2	3	35
	農業改良普及センター	35	402	65	4	9	4	5	2	24
	港湾事務所	3	40	0	0	0	0	0	0	0
	出先機関計	90	965	154	12	19	16	7	5	59
合計	135	1,652	306	20	22	19	10	15	86	

(注) 農林振興局には西臼杵支庁を含む。

表1-2 県職員の事務局職員就任状況

部局等	団体数	事務局職員数(人)		県職員数別団体数						
		うち 県職員数	うち 県職員数	1人	2人	3人	4人	5人以上	計	
本庁	環境森林部	7	43	42	0	0	2	1	4	7
	農政水産部	21	129	111	0	3	2	4	10	19
	県土整備部	17	75	69	1	0	3	5	7	16
	本庁計	45	247	222	1	3	7	10	21	42
出先機関	農林振興局	52	155	155	2	3	43	2	2	52
	農業改良普及センター	35	83	80	6	13	6	3	3	31
	港湾事務所	3	13	13	0	0	1	0	2	3
	出先機関計	90	251	248	8	16	50	5	7	86
合計	135	498	470	9	19	57	15	28	128	

(注) 農林振興局には西臼杵支庁を含む。

② 団体の収支決算状況

団体の収支決算の状況は、表2-1のとおりである。

表2-1 団体の収支決算状況

(単位：千円)

部 局 等	団 体 数	収 支 決 算 状 況				
		収入決算額	うち 県費受入額	支出決算額	繰越金	
本 庁	環境森林部	7	88,368	18,325	79,652	8,716
	農政水産部	21	204,557	94,030	186,242	18,316
	県土整備部	17	85,624	6,135	61,753	23,871
	本 庁 計	45	378,550	118,490	327,647	50,903
出 先 機 関	農林振興局	52	34,005	3,073	29,907	4,097
	農業改良普及センター	35	28,581	-	24,848	3,733
	港湾事務所	3	3,942	-	2,178	1,764
	出先機関計	90	66,528	3,073	56,934	9,594
合 計	135	445,078	121,563	384,581	60,497	

(注1) 農林振興局には西白杵支庁を含む。

(注2) 県費受入額は、県から直接受け入れている補助金、負担金、委託料である。

本庁各課に事務局を置く45団体のうち、県費を受け入れている団体は22団体で、受入額の規模別に整理すると、表2-2のとおりである。

表2-2 県費受入額の状況

(単位：千円、%)

区 分	団 体		収 入 決 算 額	
	団体数	構成比	団 体 計	構成比
500万円未満	16	72.7	18,419	15.5
500万円～1,000万円	1	4.5	6,160	5.2
1,000万円以上	5	22.7	93,911	79.3
合 計	22	100.0	118,490	100.0

なお、出先機関に事務局を置く団体については、本庁各課から直接県費を受け入れている団体もあるが、上部組織である「本庁各課に事務局を置く団体」等を経由して、間接的に県費が受け入れられている状況がある。

また、団体の収入決算状況を規模別に整理すると、表2-3、表2-4のとおりである。

表2-3 本庁各課に事務局を置く団体の収入決算状況

(単位：千円、%)

区 分	団 体		収 入 決 算 額	
	団体数	構成比	団 体 計	構成比
500万円未満	27	60.0	56,789	15.0
500万円～1,000万円	8	17.8	61,561	16.3
1,000万円～3,000万円	8	17.8	133,321	35.2
3,000万円以上	2	4.4	126,879	33.5
合 計	45	100.0	378,550	100.0

表2-4 出先機関に事務局を置く団体の収入決算状況 (単位：千円、%)

区 分	団 体		収 入 決 算 額	
	団体数	構成比	団 体 計	構成比
100万円未満	65	72.2	25,867	38.9
100万円～300万円	24	26.7	35,455	53.3
300万円以上	1	1.1	5,206	7.8
合 計	90	100.0	66,528	100.0

③ 繰越金の状況

団体の繰越金を収入決算額に対する割合別に整理すると、表3-1のとおりである。

表3-1 収入決算額に対する繰越率別団体の状況 (単位：%)

区 分	本庁各課に事務局を置く団体		出先機関に事務局を置く団体	
	団体数	構成比	団体数	構成比
繰越金なし	2(2)	4.4(9.1)	16	17.8
0%～25%未満	20(11)	44.4(50.0)	46	51.1
25%～50%	15(5)	33.3(22.7)	22	24.4
50%～75%	4(3)	8.9(13.6)	6	6.7
75%以上	4(1)	8.9(4.5)	0	0.0
合 計	45(22)	100.0(100.0)	90	100.0

(注) () は県費を受け入れている団体。

本庁各課に事務局を置く団体において繰越金が生じた団体は、43団体となっており、その総額は50,903千円となっている。

繰越金額の規模別に整理すると、表3-2のとおりである。

表3-2 本庁各課に事務局を置く団体の繰越金の状況 (単位：千円、%)

区 分	団 体		繰 越 金 額	
	団体数	構成比	団 体 計	構成比
繰越金なし	2(2)	4.4(9.1)	-	-
100万円未満	23(12)	51.1(54.5)	9,798(4,166)	19.2(19.2)
100万円～300万円	16(5)	35.6(22.7)	25,375(6,958)	49.8(32.1)
300万円～500万円	3(3)	6.7(13.6)	10,574(10,574)	20.8(48.7)
500万円以上	1(0)	2.2(0.0)	5,156(0)	10.1(0.0)
合 計	45(22)	100.0(100.0)	50,903(21,698)	100.0(100.0)

(注) () は県費を受け入れている団体。

出先機関に事務局を置く団体において繰越金が生じた団体は、74団体となっており、その総額は9,594千円となっている。

繰越金額の規模別に整理すると、表3-3のとおりである。

表3-3 出先機関に事務局を置く団体の繰越金の状況 (単位：千円、%)

区 分	団 体		繰 越 金 額	
	団体数	構成比	団 体 計	構成比
繰越金なし	16	17.8	-	-
10万円未満	46	51.1	1,969	20.5
10万円～30万円	20	22.2	3,732	38.9
30万円～50万円	5	5.6	1,794	18.7
50万円以上	3	3.3	2,099	21.9
合 計	90	100.0	9,594	100.0

④ 特別会計及び基金等積立金

特定事業に充てるための特別会計を設けている団体が4団体あり、その収支決算状況は、表4のとおりである。

表4 特別会計の収支決算状況（4団体計） (単位：千円)

収入決算額	支出決算額	繰越金額
315,775	65,964	249,812

また、特定の目的や周年記念大会等への準備金として基金等を積み立てている団体が6団体あり、その積立総額は128,028千円となっている。

別表1 本庁各課が所管する任意団体一覧（平成18年度末現在）

所管部課名		団体名	所管部課名		団体名
1	環境森林部 環境管理課	一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全会	24	農政水産部 畜産課	宮崎県飼料草地協会
2	環境森林部 環境対策推進課	宮崎県4R推進協議会	25	農政水産部 畜産課	日本馬事協会宮崎県支部
3	環境森林部 森林整備課	宮崎県緑葉県庁舎森林整備推進協議会	26	農政水産部 農林計画課	宮崎県国土調査推進協議会
4	環境森林部 山村林振興課	国土保全奨励制度全国推進協議会	27	農政水産部 農林計画課	宮崎県農村振興技術協会
5	環境森林部 山村林振興課	宮崎県森林の案内人の会	28	農政水産部 漁港魚業推進課	宮崎県漁港魚業協会
6	環境森林部 山村林振興課	宮崎県竹産業連合会	29	県土整備部 用地対策課	宮崎県用地対策連絡会
7	環境森林部 山村林振興課	宮崎県林業研究グループ連絡協議会	30	県土整備部 技術検査課	宮崎県建設技術協会
8	農政水産部 農政企画課	みやざきブランド推進本部	31	県土整備部 道路課	宮崎県道路整備促進期成同盟会
9	農政水産部 地域農業推進課	宮崎県農村女性指導士会	32	県土整備部 道路課	宮崎県道路利用者協議会
10	農政水産部 地域農業推進課	宮崎県SAP会議連合	33	県土整備部 道路課	宮崎県国道10号整備促進期成同盟会
11	農政水産部 地域農業推進課	みやざきグリーン・ツーリズムネットワーク交流会	34	県土整備部 道路保全課	宮崎県伊弉志道整備推進協議会
12	農政水産部 地域農業推進課	南十字星の会	35	県土整備部 河川課	宮崎県河川協会
13	農政水産部 地域農業推進課	宮崎県国際農友会	36	県土整備部 河川課	宮崎県防災協会
14	農政水産部 営農支援課	みやざきの食と農を考える県民会議	37	県土整備部 砂防課	宮崎県砂防協会
15	農政水産部 営農支援課	宮崎県土壌肥力対策協議会	38	県土整備部 砂防課	宮崎県砂防ボランティア協会
16	農政水産部 営農支援課	宮崎県農業継承士会	39	県土整備部 港湾課	宮崎県港湾協会
17	農政水産部 営農支援課	宮崎県農村技術連絡協議会	40	県土整備部 港湾課	宮崎県ポートセールス協議会
18	農政水産部 営農支援課	宮崎県農業改良普及協会	41	県土整備部 都市計画課	宮崎県都市計画協会
19	農政水産部 営農支援課	宮崎県普及指導協力委員会	42	県土整備部 建築住宅課	宮崎県建築連絡協議会
20	農政水産部 農産園芸課	宮崎県県原料用かんじょ振興対策協議会	43	県土整備部 建築住宅課	宮崎県ゆとりある住生活推進協議会
21	農政水産部 農産園芸課	宮崎県産米改良協会	44	県土整備部 高速度対策局	宮崎県高速度道路利用推進協議会
22	農政水産部 農産園芸課	宮崎県米消費拡大推進協議会	45	県土整備部 高速度対策局	九州横断自動車道道路建設推進協議会
23	農政水産部 農産園芸課	宮崎県農業用プラスチック適正処理推進協議会			

別表2 出先機関が所管する任意団体一覧（平成18年度末現在）

	所管出先機関名	団体名		所管出先機関名	団体名
1	西白杵支庁	みやざきブランド推進西白杵地域本部	46	東白杵農林振興局	東白杵北部茶生産組合
2	西白杵支庁	西白杵地区農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会	47	東白杵農林振興局	東白杵北部地区林業研究グループ連絡協議会
3	西白杵支庁	西白杵地区産米改良協会	48	東白杵農林振興局	東白杵東部地区林業研究グループ連絡協議会
4	西白杵支庁	宮崎県米消費拡大推進協議会西白杵支部	49	東白杵農林振興局	東白杵西部地区林業研究グループ連絡協議会
5	西白杵支庁	宮崎県植物防疫協会西白杵支部	50	東白杵農林振興局	東白杵椎葉地区林業研究グループ連絡協議会
6	西白杵支庁	西白杵地区茶業協議会	51	東白杵農林振興局	東白杵地区みどり推進会議
7	西白杵支庁	西白杵地区林業研究グループ連絡協議会	52	東白杵農林振興局	東白杵地区花き振興会
8	西白杵支庁	西白杵地区みどり推進会議	53	中部農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会中部支部
9	西白杵支庁	西白杵林業振興協議会	54	中部農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会中部支部
10	中部農林振興局	みやざきブランド推進中部地域本部	55	中部農業改良普及センター	中部地区農業改良普及事業推進協議会
11	中部農林振興局	中部地区農産園芸関係協議会	56	中部農業改良普及センター	宮崎県SAP会議連合中部地区
12	南那珂農林振興局	みやざきブランド推進南那珂地域本部	57	中部農業改良普及センター	中部地区原・採種対策協議会
13	南那珂農林振興局	南那珂地区農業用廃プラスチック適正処理対策協議会	58	南那珂農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会南那珂支部
14	南那珂農林振興局	南那珂地区産米改良協会	59	南那珂農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会南那珂支部
15	南那珂農林振興局	米消費拡大推進協議会南那珂支部	60	南那珂農業改良普及センター	南那珂地区農業改良普及事業推進協議会
16	南那珂農林振興局	宮崎県植物防疫協会南那珂支部	61	南那珂農業改良普及センター	宮崎県SAP会議連合南那珂地区
17	南那珂農林振興局	南那珂地区茶業協議会	62	北諸県農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会 北諸県支部
18	南那珂農林振興局	南那珂地区林業研究グループ連絡協議会	63	北諸県農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会 北諸県支部
19	南那珂農林振興局	南那珂地区みどり推進会議	64	北諸県農業改良普及センター	北諸県農業改良普及事業推進協議会
20	南那珂農林振興局	南那珂地区花き振興会	65	北諸県農業改良普及センター	宮崎県SAP会議連合北諸県地区
21	北諸県農林振興局	みやざきブランド推進北諸県地域本部	66	北諸県農業改良普及センター	都城原・採種協議会
22	北諸県農林振興局	北諸県地区農産園芸関係協議会	67	北諸県農業改良普及センター	都城盆地農業普及指導協力委員会
23	北諸県農林振興局	北諸県地区茶業協議会	68	西諸県農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会西諸県支部
24	北諸県農林振興局	北諸県地区林業研究グループ連絡協議会	69	西諸県農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会西諸県支部
25	北諸県農林振興局	北諸県地区みどり推進会議	70	西諸県農業改良普及センター	西諸県農業改良普及事業推進協議会
26	西諸県農林振興局	みやざきブランド推進西諸県地域本部	71	西諸県農業改良普及センター	宮崎県SAP会議連合西諸県地区
27	西諸県農林振興局	西諸県地区農業用廃プラスチック適正処理対策協議会	72	西諸県農業改良普及センター	西諸県原・採種対策協議会
28	西諸県農林振興局	西諸県地区産米改良協会	73	児湯農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会児湯支部
29	西諸県農林振興局	米消費拡大推進協議会西諸県支部	74	児湯農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会 児湯支部
30	西諸県農林振興局	植物防疫協会西諸県支部	75	児湯農業改良普及センター	児湯農業改良普及事業推進協議会
31	西諸県農林振興局	西諸県地区茶業振興協議会	76	児湯農業改良普及センター	宮崎県SAP連合児湯地区SAP
32	西諸県農林振興局	西諸県地区林業研究グループ連絡協議会	77	児湯農業改良普及センター	児湯原・採種対策協議会
33	西諸県農林振興局	西諸県地区みどり推進会議	78	東白杵南部農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会東白杵南部支部
34	西諸県農林振興局	西諸県地区花き振興会	79	東白杵南部農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会 東白杵南部支部
35	西諸県農林振興局	西諸地区畑作営農改善推進協議会	80	東白杵南部農業改良普及センター	宮崎県SAP会議連合日向地区SAP
36	西諸県農林振興局	西諸県受精卵移植推進協議会	81	東白杵北部農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会 東白杵北部支部
37	児湯農林振興局	みやざきブランド推進児湯地域本部	82	東白杵北部農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会 東白杵北部支部
38	児湯農林振興局	児湯地区農産園芸関係協議会	83	西白杵農業改良普及センター	宮崎県園芸振興協議会西白杵支部
39	児湯農林振興局	児湯地区林業研究グループ連絡協議会	84	西白杵農業改良普及センター	宮崎県農林技術連絡協議会西白杵支部
40	児湯農林振興局	児湯地区みどり推進会議	85	西白杵農業改良普及センター	西白杵農業改良普及事業協議会
41	東白杵農林振興局	みやざきブランド推進東白杵地域本部	86	西白杵農業改良普及センター	西白杵地区認定農業者協議会
42	東白杵農林振興局	東白杵地区農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会	87	西白杵農業改良普及センター	西白杵地区原・採種対策協議会
43	東白杵農林振興局	東白杵地区産米改良協会	88	中部港湾事務所	宮崎県ポートセールス協議会宮崎委員会
44	東白杵農林振興局	宮崎県米消費拡大推進協議会東白杵支部	89	油津港湾事務所	宮崎県ポートセールス協議会油津委員会
45	東白杵農林振興局	東白杵地区病害虫防除協議会(宮崎県植物防疫協会東白杵支部)	90	北部港湾事務所	宮崎県ポートセールス協議会細島委員会

(注) 中部農林振興局、北諸県農林振興局及び児湯農林振興局の各地区農産園芸関係協議会は、農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会、産米改良協会、米消費拡大推進協議会、植物防疫協会の支部が統合したものである。